九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

炭鉱資本における教化活動としての安全運動の構造と展開

野依, 智子
九州大学大学院人間環境学府

https://doi.org/10.15017/13792

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 19, pp.1-28, 2004-03-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

炭鉱資本における教化活動としての安全運動の構造と展開

野依智子

はじめに

本稿の目的は、教化活動としての安全運動の性格を明らかにするとともに、国家によって取り組まれ、資本によって推進された安全運動の構造と展開を分析することによって、国家・資本・労働者という関係においてどのように労働者教化が展開したかを明らかにするものである。さらに、国家・資本・労働者の関係に家庭——女性——がどのように位置づくかをも検討課題とする。

安全運動は全国の工場鉱山において実施されたもので、その具体的事例として近代資本主義の典型である筑豊炭鉱と三池炭鉱を分析対象にし、日本資本主義発達史上に位置づけることは意義あるものと考える。分析方法は、まず安全運動の展開過程を以下の四つに時期区分する。第一期、安全運動推進の中央機関として産業福利協会が設立される一九二五（大正一四）年から一九二七（昭和二）年までを啓蒙期とする。第二期、全国安全週間がはじまる一九二八（昭和三）年から一九三一（昭和六）年までを発展期とする。第三期、全国産業安全大会が始まった一九三二（昭和七）年から一九三五（昭和一〇）年までを過渡期とする。第四期、産業福利協会が協調会産業福利部に再編される一九三六（昭和一一）年から、大日本産業報国会に統合される一九四〇（昭和一五）年までを変質期とする。次いで、各時期における安全運動の活動内容、雑誌『産業福利』の論説にみる安全運動の性質の変化、安全委員会の組織編成の変遷などを分析する。加えて、経営者側の論説から炭鉱資本の安全運動の捉え方や方法の検討、座談会記録などから労働者側の安全運動の受容についても考察する。また、安全運動は能率増進運動の一環として位置づくものでもあるため、先の時期区分に沿って、安全運動との関連において「能率増進」の歴史的意義も検討する。

安全運動に関する先行研究には、荻野喜弘「戦前期日本の安全運動と炭鉱」[1]がある。安全運動を「資本自身による運動」ととらえ、「合理化と密接な関連をもっていた」とし、その政策的意義と安全運動の成果と限界を明らかにしている。しかし本稿では、「国家による安全運動」も視野

に入れることにより、戦時体制下の安全運動を変質ととらえ、安全運動の教化活動としての性質を明らかにしようとするものである。

また、能率増進運動に関する先行研究については、「科学的管理法も産業合理化も『能率増進』が中心課題」[2]といわれるように、科学的管理法と産業合理化をテーマにした経営史的・経済史的アプローチは数多い。しかし本稿では、教化活動としての安全運動の性格を明らかにすることを課題とした上で、「日本の合理化の特徴は、それが、いわゆる労働の強度化のための伝送装置創設または機械更新等の如き直接的な機械化に基くという正規な形態をとるよりも、むしろ、組長などの再編成による衛備統括の厳密に基く」[3]とする日本型合理化についての再検討を行なう。この日本型合理化については、「三池炭礦に代表される『少数の巨大資本の経営』で始めて」機械化による合理化がはかられたのであって、これは「日本合理化一般についてみれば、あく迄副次的でしかなかった」[4]という説や、基幹産業紡績業において「国際水準をぬく技術革新による労働生産性という国際競争力をそなえつつあった」として「ひたすら労働強化に帰結していく『日本型合理化』[5]」を批判する説などがある。本稿では、能率増進と安全運動を関連させて分析することにより、日本型合理化について再検討を加えるものである。

一、国家から資本への安全運動――第一期：安全運動の啓蒙期（一九二五～一九二七年）

（一）安全運動の前史

安全運動の啓蒙普及団体である産業福利協会が設置された一九二五（大正一四）年を、第一期の開始期とする。これをもって安全運動が組織的に展開されるわけだが、ここではその前史として、安全運動の導入期を概観する。

「此の安全運動或は安全第一運動、セーフチーファースト或は安全競争セーフチーキャンペーンといふようなことは、これはアメリカから起こって居るのであります、」というように、安全運動はアメリカから始まったとされる。「ユナイテットステートスチール、コルポレーションといふ大きな製鋼所で以てセーフチーファーストの思想を取り入れて一九〇六年から盛んに安全第一の運動をやって居」り、「それが合衆国に広く弘（ママ）がり、更に又イギリスに渡り欧羅巴に渡り、日本では内田嘉吉さんが先年アメリカを旅行せられました時に安全運動をご覧になりまして」[6]、日本に紹介したとある。内田嘉吉[7]がアメリカ旅行をしたのは、一九一六（大正五）年であることから[8]、安全運動が日本に導入されたのは一九一六年ということになる。この一九一六年は工場法施行の年である。同年、民間で安全運動に取り組んでいた蒲生俊文[9]が、内田嘉吉とともに安全第一協会を結成した。一九一九（大正八）年には災害防止展覧会の開催を計画し、災害防止講演会を開催している。その際、話題となった北米合衆国セント・ルイスの安全週間運動が契機となり、一九一九（大正八）年六月、最初の安全週間が行なわれた。「東京市及び隣接町村を区域とし」たのだが、安全第一協会の事業が「米国のナショナル・セーフティー・カウンシルと同様安全の凡ての方面を包含して」いたので東京鉄道局も参加し、その区域は高崎駅にまで及んだ。「東京市内は全くポスターを以て埋め、安全マーク佩用者は街にあふれた」とある。このとき使用されたマーク、緑十字はその後も使用され、現在に至っている。また、当時「Safety First」を如何なる標語にしようか苦心したが、「安全第

一」と直訳して、これも現在に至っている。また同年、内務省によって工場懇話会が設置されている。

一九二一（大正一〇）年三月には、東京工場懇話会所属の工場において、安全デーが行なわれた。「工場内に於ける危害を予防し衛生を保持する為に安全日を定期的に実行し工場内部各人の注意を喚起し且つ適当の処置をとる事」を目的とし、三月二二日より三日間の日程が組まれている。「実行方法」は、

「イ、安全日の趣旨を一般に周知せしむる為に講話会を開催し又は印刷物を配布すること

ロ、当日は安全心得書を記入したる『ポスター』の類を各人の注目を惹く様各工場内に掲示する事…（中略）…

ヘ、消防衛生、保安等の諸設備及び機械器具の完否検査の事…（中略）…

ヌ、安全委員会なき処にては安全委員会を組織し安全デー実行の任に当らしむる事…（後略）…」[10]

等、十一項目が挙げられており、後の全国安全週間のモデル的内容である。

以上、安全運動はアメリカのセーフティーファーストを範として、一九一六年の工場法施行や一九一九年の工場懇話会設置などを画期として導入・展開されている。このことから、内務省が労働者保護と労資協調を目的に、この安全運動を取り入れたことがうかがえる。

(二) 産業福利協会の設立

一九二五（大正一四）年一一月、内務省社会局によって、産業福利協会が設立される。その目的は、

「産業福利協会は産業災害の予防、労働衛生の改善其の他福利施設の指導奨励を為し一方労働法規の円満なる施行を助くると共に兼ねて全国各地に於ける工場懇話会、工場衛生会等の同種団体の中央機関として其の連絡提携を計ることを目的とするものであります。」[11]

とある。換言すれば産業福利協会の設立は、工場法の円満なる施行のため、災害の予防と労働衛生の改善、福利施設の奨励を推進する全国的団体を社会局が設置したということである。設立時の加盟団体は「工業懇話会・工場衛生会・工業倶楽部・石炭鉱業聯合会・紡績聯合会・協調会」であり、その後「蚕糸同業組合・工場協会・鑛工聯合会」が加入している。経費はこれら団体の負担であったが、一九二七（昭和二）年から国庫補助金を受けることとなり、同時に個人会員・賛助会員の制度を設ける。また役員は当初、社会局の役員のみであったが、一九二九（昭和四）年の財団法人化によって、財界出身者が占めるようになる。[12] 主な事業は、月刊雑誌『産業福利』の発行、講習会の開催、そして一九二八（昭和三）年から本格化した全国安全週間の実施などがある。講習会に関しては、第一回一九二六（大正一五）年が東京、第二回一九二七（昭和二）年大阪、第三回同年福岡、第四回一九二八（昭和三）年兵庫で開催された。第三回福岡の「災害予防労働衛生講習会」においては、十月一八日から二四日までの七日間を福岡県公会堂で産業福利協会主催の下、開催されている。講習課目と講師は表1の通りである。

また、この講習会の出席者は九州各地の工場鉱山から二五〇余名が参加している。中でも炭鉱に関しては、「大辻炭礦炭坑長、末次好太郎」「三井山野鑛業所所長、富田太郎」「古河鉱業株式会社西部鉱業所目尾炭坑安全技術員　西川武文」[13] など坑長・安全技術師の管理職が中心である。

表１　第三回災害予防労働衛生講習会課目と講師

課　目	講　師	課　目	講　師
安全と衛生	社会局労働部長　河原田稼吉	産業福利施設	社会局監督課長　吉坂俊蔵
災害予防法制	社会局事務官　北岡壽逸	安全運動大綱	社会局嘱託　蒲生俊文
化学的危害	社会局技師　色川三男	火災豫防	社会局技師　井口幸一
機械的災害と予防装置	社会局技師　数江雄二	鉱山変災の予防	明治鉱業K.K.専務取締役　石渡信太郎
能率増進と工場建築	社会局技師　高木源之助	職業病、救急施設	社会局技師　大西清治
労働衛生	九大教授医学博士　大平得三		

〈出典〉「第三回災害予防労働衛生講習会」『産業福利』、第二巻、第九号、1927より作成

講師は社会局職員がほとんどで、聴講生は管理職であることから、これら講習会を通じて国家から資本への安全運動が啓蒙されたと考えられる。

（三）日本能率研究会の設立

日本能率研究会は一九二三（大正一二）年七月、協調会産業能率研究所を前身に協調会館内に設立された。目的は、「能率ニ関スル研究調査出版及其ノ他ノ方法ニ依リ産業能率ノ増進ヲ図ル為」とし、具体的に「一　能率ノ研究ニ依リ生産費ノ低減、従業者ノ福利ヲ図リ本邦ノ産業ノ基礎ヲ確立スルニ努ムル事、二　産業労働ニ関スル理論ヲ研究シ其ノ応用ヲ期スル事[14]」など理論研究・実施におよぶ五点をあげている。創立委員には、産業能率研究所長上野陽一をはじめ三七名が連ねている。会費は正会員で「年額拾円ヲ年二期ニ収ムルモノトス」とある。主な事業は、月刊『日本能率研究会々報』の頒布、能率増進の相談や技師の派遣、政府の諮問にも応じるとある。設立と同時に関東大震災に見舞われ、事業が一時中断するが、翌一九二四（大正一三）年一月の『能率研究』では「謹デ復興第一年ノ新春ヲ賀シ会員各位ノ御健勝ヲ祈ル」と題して趣意書を掲載している。それによると、

「国々運ノ進展ハ一ニ産業ノ振興ニ俟ツベキモノナルコトハ今更云フ迄モナイコトデアリマス、面（而カ）シテ産業ノ振興ハ能卒（率カ）ノ増進ヲ図リ、之ガ経営ヲ合理的ナラシムルコトニ依リテ達シ得ラルベキコトデアリマシテ、コレ応テハ労資両面ノ共益ヲ招キ、人類全般ノ福利ヲモ向上スベキ途デアロウト思ヒマス…[15]」

と、国の発展は産業の振興により、産業の振興は能率増進により達せられ、その結果「労資両面の共益」をもたらすと述べられている。

能率増進の内容については、一九二三（大正一二）年一〇月大阪市天王寺公園内勧業館で行なわれた能率展覧会「第一部　工場能率ニ関スル研究実績並ニ参考資料」の出品をみると、以下の通りである。

「イ労務者ノ採用試験方法適性検査及其能率上ニ及ボシタル実例、ロ疲労研究ト労働時間及休憩時間、ハ栄養及睡眠ト能率、ニ能率増進ノ立場ヨリ実行セル機械器具及姿勢ノ改良、其ノ寫真模型又ハ実物、ホ時間研究運動研究ガ齎シタル能率増進ノ実例、ヘ作業工程間ノ連絡ノ改良、ト作業上無用ナル精神作用ヲ省キタル実例、チ労働節約機械ノ工夫、リ工場建築ト能率、其ノ関係ヲ知ルニ足ルベキ寫真、設備図案、ヌ熟練ノ発達ト新来労働者ノ教習ニ関スル研究、ル作業工程ニ主系傍系ヲ知ルニ足ルベキ伝票系統ノ図解、ヲ工場組

織一覧、ワ福利増進施設、カ廃物処置方法、ヨ照明通風温度湿度ノ調節装置及能率増進上最モ適当ト認ムル標準ノ研究、タ災害防止設備及災害統計、レ能率賃金支払方法、ソ疾患ト能率減退トノ関係、ツ其他諸外国ニ於ケル工場能率研究ノ現状ヲ知ルニ足ルベキ参考資料[16]」

適性検査・疲労研究・栄養・睡眠・時間研究・技術教育・賃金支払方法などの人的要素から、作業工程・機械・建築設備・福利施設・照明通風など物的要素、加えて災害予防に至るまで、実に広汎な内容を網羅している。

（四）安全委員会設置の奨励

月刊雑誌『産業福利』[17]において、安全委員会についてのまとまった論説は、一九二七（昭和二）年・一九二八（昭和三）年・一九三三（昭和八）年・一九三七（昭和一二）年の四回にわたって掲載されている。ここでは一九二七年一月の蒲生俊文訳「安全委員会　其の三」[18]を第一期に位置づくものとして検討する。「安全委員会　其の三」は、米国の全国安全協会が刊行した「安全委員会」を蒲生俊文が紹介したものである。論説中では、「五百人以上の従業員ある大工場に於いては工場安全委員会及び一以上の職工安全委員会を作らなければならぬ」とし、「二以上の工場を有する会社は」工場毎に安全委員会を作り、その上部組織として中央安全委員会を作ることを提案している。「工場安全委員会は前述の通りの行動の外に中央安全委員会に報告を為し、又中央安全委員会の議決を執行するものである。」とあり、単に安全委員会を設置するだけでなく、中央安全委員会――工場安全委員会という上意下達の組織化を推奨している。安全委員会設置の目的は「安全ということは、作業と同様に重要なものであることを作業員全部に感じさせることである。」とあり、続いて「災害予防は能率増進と密接の関係に在る、故に多くの安全意見が単に災害予防のみならず、状況及方法を改良し、職工の健康を改善し幸福を増進することによりて生産費の減少を来す価値あることは怪しむに足りない…」と述べられている。つまり安全運動は①能率増進につながり、結果的には生産費減少につながるということと、②災害防止と衛生改善をはかる事は、同時に労働者の健康と幸福を増進するものであることを述べて、事業主（資本）に安全委員会設置を啓蒙しているのである。

以上、第一期は内務省社会局をして、米国を例としながら国内に安全

表２　安全委員会設置数変遷表

年	鑛山	工場	合計
1911	—	1	1
1913	—	1	1
1916	—	1	1
1917	—	2	2
1918	1	—	1
1919	—	1	1
1920	2	1	3
1921	—	7	7
1922	1	5	6
1923	3	6	9
1924	2	36	38
1925	2	18	20
1926	7	45	52
1927	19	252	271
1930	43	—	—
1935	56	—	—
合計	136	376	413

〈出典〉1927年まで『産業福利』Ｓ３．６号より引用
1930年「各鉱山安全委員会の状況」『日本鉱山協会資料』Ｓ6
1935年「第八回全国安全週間報告」『日本鉱山協会資料』Ｓ11
1927年までは全鉱山、1930年以降は石炭山のみの統計である

委員会を設置・普及せしめようという啓蒙期であったといえよう。因みに表2安全委員会設置数変遷表は、一九二六年で鉱山七ヵ所、工場四五ヶ所の設置数を示しており、この数字は決して全国的に普及しているとは言えず、『産業福利』におけるこのような論説は意味があったと思われる。

(五) 労資協調の安全運動――小括――

安全運動がどのような目的・意義をもって内務省社会局つまり国家が推進したかを検討することによって、小括とする。

本稿時期区分の第一期から第二期の初めにかけて、内務省社会局はしきりに米国・英国の安全運動を紹介している。「外国の安全標語に曰く『安全は協力なり』と、上下一致協力する処に災害予防の實が挙がるのである」[19]と、とりわけ「安全は協力なり」という標語を強調して、労資協調に力点をおいている。この「安全は協力なり」は第二期の論説にも引用され、社会局がいかに労資協調を安全運動の主眼にしていたかがうかがえ、第一次世界大戦後の国際労働条約締結や労働運動の台頭を背景に社会局が安全運動に取り組んだ経過と結びつく。

また、蒲生俊文による安全運動の定義は、

「抑々安全運動とは災害を予防するが為に行なはるゝ処の努力の系統的総体である。而して予防し得べき災害の原因が物及人より成る以上は之が予防方策として…安全装置の設置及保存、設備の改善等に関する凡ての継続的努力並びに不安全なる行為を全滅せしむべき一切の方策の実行即ち適材適所の原則の実行及び安全作業と安全生活との教育に関する一切の継続的努力を称してこれを安全運動と言うのである。[20]」

とされ、要約すると①安全設備の設置・改善、②適材適所、③安全教育の三点であるとしている。つまり安全運動は、「物」(設備)の問題であり、「人」(労働者)の問題であると位置づけてはいるが、ここでいう「人」の問題とは適材適所という「人と仕事の適合」の問題ととらえている。これは事業主がいかに「人」(労働者)を適合した箇所に配置するかという意味で、能率増進に基づく考えである。『能率研究』創刊号においても、増田幸一による「適材適所論」[21]が掲載されている。そこでは「職業選択ノ問題、即チ適材適所ノ問題ハ産業ノ科学的管理ノ一項タル人的要素ノ改善ト密ニ関係シテヰルモノデアル」として「資本家」「被傭者」「社会一般」の三つの立場から適材適所の必要性を論じている。「資本家」に対しては、「一定ノ人間力ヨリ得ラルル生産ヲ出来ル丈多クスル事若クハ、一定ノ生産ニ費ス人間力ヲ出来ル丈少クスル事」と説き、「被傭者」に対しては「適材ノ配置ハ従業者自ラガ作業ヨリ蒙ル労苦ヲ軽減スルノミナラズ、進ンデハソノ作業ニ興味ヲ湧カシメル」と指摘し、能率増進は決して「資本家ニノミ利益ヲ与フル『搾取』ノ奸策」ではなく「大イニ彼等(被傭者)ノ人格及ビ利益ヲ保護スルモノデアル事ヲ了知スルデアラウ」と労資双方に利益があることを強調している。「人」の問題をこのように「適材適所」――事業主による労働者の配置問題――と把握している点に当該期の特徴がある。

以上より第一期の安全運動は、「労資協調」を主眼とし、安全委員会の設置や「設備の改善」「適材適所」(人の配置を意味する)を具体的方法として、国家が資本にむけて安全運動を啓蒙した時期ととらえられる。

二　資本から労働者への安全運動――第二期：安全運動の発展期
（一九二八～一九三一年）

第一期の終わり一九二七（昭和二）年十月には、一道三府二一県において工場の安全週間が行なわれたわけだが、これは翌月の鉱山における最初の安全デーを実施する契機となったばかりでなく、一九二八（昭和三）年から始まる全国安全週間の契機ともなった。また一九二七年には、商工省鉱山局により日本鉱山協会が設立され、鉱山における安全運動が本格的に推進される。それまでの安全運動が工場中心であったのに加えて、鉱山が参加したことによって新たな段階をむかえたといえよう。さらに一九二八年には、福岡県能率協会が設立され、炭鉱における能率増進運動も本格化する。よって、第二期の画期を全国安全週間が始まった一九二八年とする。

（一）日本鉱山協会の設立と全国安全週間の開始

日本鉱山協会は、「各鉱業団体の熱心なる発企に依りて設立されました」とある。[22] その目的は「鉱山に於ける災害の防止、衛生状態の改善、竝能率の増進を図り以て鉱業の進歩発展に資するを目的とす」とされる。つまり①災害の防止、②衛生改善、③能率増進が目的である。社会局によって設立された産業福利協会会則には、能率増進は含まれておらず、日本鉱山協会の会則は炭鉱資本の意を反映しているといえよう。また事業内容は、

「（一）災害の防止及衛生施設の改善に関する調査研究（二）鉱業技術の改良其他能率増進に関する調査研究（三）併せて其結果の發表及實施奨励（四）病災害防止の宣傳及び（五）表彰其他の事項を行なうこと」

である。加えて背景には、死傷者に支払う扶助料の損害、なかんずく石炭山におけるそれは全体の九割を占めていることが懸念されたものと考える。これは国家においても資本においても労働者にとっても損害であり、ことに災害に関する資本の利益の損失と労働者の苦痛・家族の不幸を考えれば「労資の利害相一致する」と指摘している。

この日本鉱山協会設立の翌一九二八（昭和三）年から全国安全週間が実施される。「全国安全週間趣意書」[23]によると、前年の一道三府二一県における工場安全週間の効果を全国に波及させようと七月、第一回全国安全週間が実施されたとある。「安全の根本要件は協力であります」と、趣意書において産業福利協会は労資協調を主張する。一方、災害・疾病を防止するには「機械其の他設備を安全化する事と共に他方に於いて従業員の安全に対する注意を喚起することが大切であります」と、設備的要因と人的要因について述べているが、ここでいう人的要因は「適材適所」としてのそれではなく、労働者の注意力の問題とされている。資本が労働者の配置に留意することによって災害を防止する安全運動ではなく、労働者の注意を喚起することによって災害防止を働きかけていこうとするものである。

また、全国安全週間の毎年のスローガンを掲げたものが表3である。

第二期のスローガンは、一九三一（昭和六）年「安全は協力より」に見られるように「…一致協力の一事である。労資協和の一事である。」とあり、ここでも産業福利協会は労資協調を謳っている。安全週間の具体的活動としては、第一回全国安全週間の実施例から「危険防止デー」「防火避難デー」など生産労働の場での労働者の注意を促したものから、「衛生デー」など労働者の生活での注意を促すものまでが提示されている。[24] 先

表3　全国安全週間標語一覧

年代	標語	年代	標語
第一回1928	一致協力して怪我や病気を追払ひませう	第八回1935	産業安全、祖国の守護
第二回1929	健康は身の為、家の為、国の為	第九回1936	国の礎、産業安全
第三回1930	締めよ心を、尽せよ設備	第十回1937	興せ産業、努めよ安全
第四回1931	安全は協力より	第十一回1938	安全報国、銃後の護り
第五回1932	国の礎、我等の健康	第十二回1939	興亜の偉業に、輝く安全
第六回1933	国の護りぞ身を守れ	第十三回1940	守れ安全、輝く日本
第七回1934	守れ安全、日本の飛躍		

〈出典〉「彙報」『産業福利』第十五巻、第五号、1940より引用作成

の「全国安全週間趣意書」からも、安全運動は労働者の注意力に左右され、労働者の生活のあり方まで規定するものとしてあらわれている。また同年、産業福利協会が「安全週間日次計画書」の募集をしたところの優秀作品は、

「第一日家庭安全デー　第二日安全服装デー　第三日仕事場内外清潔整頓デー　第四日機械工具愛護デー　第五日ニコニコ感謝デー　第六日無理全廃デー　第七日保健衛生デー(25)」

とあり、「家庭安全デー」など、安全運動が労働者家族の問題にまで拡大されていることがうかがえる。

(二) 福岡県能率協会の設立と福岡県無駄なし週間の開始

日本鉱山協会の設立や全国安全週間の実施など、安全運動が全国的に展開される中、能率増進運動も福岡県において具体化されていった。その直接の契機となるのは、一九二八(昭和三)年の福岡県能率協会の設立である。福岡市西中洲県公会堂において開催された創立総会には、「県下ノ主要工場鉱山ノ経営者又ハ支配人技師等ノ会員約三〇名出席(26)」した。開会の辞は、高田県商工課長、祝辞は日本能率聯合会理事の上野陽一であった。この福岡県能率協会設立の背景には、日本能率聯合会の創立がある。それは、日本能率研究会も含めた東京・大阪・満州など六ヶ所にある各能率研究会の講習会・展覧会・刊行物などを一本化して、全国的組織にしようというものである。規約の目的にも「我国ノ産業能率ノ増進並ニ各地能率研究団体ノ連絡統一ヲ計ルコト(27)」とある。能率増進の「調査研究」は各県研究会が行ない、日本能率聯合会は「連絡統一」を主として、月刊会誌『産業能率』の発行や、全国的大会の開催、研究会・講演会・展覧会の開催、国際機関との連絡などを行うものとするのである。こうした能率増進の全国的組織化にともない、福岡県に研究会設置が促進されたのである。福岡県能率協会設置に先立っては、一九二三(大正一二)年の上野陽一らを講師にした能率講習会をはじめとし、一九二六(大正一五)年一月の能率講座、同年三月の福岡能率展覧会、一九二七(昭和二)年の職長講習会などが開催され(28)、気運作りが行なわれている。福岡県能率協会の主意書によると、

「産業ノ合理化運動ハ今ヤ世界経済界ヲ風靡シ我国ノ如ク近時漸ク高度資本制ニ移ラントスル後進国ニ在リテハ官民一致シテ産業能率ノ研究実施ニ努メ以

テ生産費ノ低下ト製品ノ改善ヲ図ラネバナラヌ」[29]

とあり、産業合理化の一環として「官民一致シテ」能率の研究・実施の必要性を述べている。事業としては、調査研究と講習会・講演会の開催は中央の日本能率聯合会と同様だが、福岡県能率協会の特徴として「二　鉱山又ハ工場若クハ商店ニ於ケル人的物的設備ノ能率診断ヲ為スコト」と「五　産業能率ヨリ観タル優良ナル鑛山、工場、商店及功労者ヲ表彰スルコト」と、鉱山を対象にした「能率診断」「表彰」がある。

この福岡県能率協会の「全国ニ率先」した事業として、一九二九（昭和四）年一一月四日から九日までの「無駄ナシ週間」の取り組みがある。

「経済国難ニ善処スベク会員一致協力シテ我等ノ周囲カラ凡ユル無駄ヲ省キ、生産原価ヲ節減スル無駄征伐ヲスベシトノ全会員ノ熱ト共鳴トニ依リ其効果顕著ナルモノガアツタ」[30]

とされるこの取り組みは、

「第1日無駄探シデー　第2日整頓デー　第3日清掃デー　第4日時間励行デー　第5日節約デー　第6日不良品ナシデー」

という日程で実施された。単に無駄なし推進だけでなく、「時間励行」「不良品ナシ」のように緊張と労働強化をもたらす内容のものもある。この「無駄ナシ週間」の特色として「2．全従業員ガ好感ヲ以テ然モ経済国難ニ処スルノ気概ヲ以テ協力参加シタルコト」としてさらに細かく「ハ、職工職長級ヨリ無駄発見、無駄征伐ニ関スル考案ノ提出多カリシコト」と記されている。これは、能率増進が「職工職長級」という管理職層を中心に受容されていることが明らかで、「4．其効果工場鉱山以外ニモ及ビタルコト即無駄排除ノ精神ヲ事務所並ニ家庭ニ及ボシタリ」と、この運動が家庭にまで浸透し始めていることがうかがえる。

この福岡県能率協会主催の「無駄ナシ週間」が、具体的に炭鉱ではどのように取り組まれたのか。三池四山坑では、「産業合理化の一運動として」[31]取り組まれた。日程は、

「第一日　節約日（一一月四日）　第二日　工具愛用日（五日）
第三日　時間励行日（六日）　四日　能率増進日（七日）
第五日　清掃日（八日）　第六日　整頓日（九日）」

である。先の福岡県の日程とほぼ同様であるが、稼働者を集め繰込み前に各係員が節約の必要と方法を説明して操業に入る点と、節約日に節約展覧会を開催している点が特色である。この節約展覧会は、繰込み場の一部を使用し坑内労働者が閲覧しやすいように配慮され、また労働者にも解読可能なように、振り仮名付きで節約の趣意書を会場に掲示している。その趣意書は「お互が毎日何気なく使用して居る品物も、一ヶ年分纏めて見ますと存外甚だしい金高に上るものであります。」と書き出された上で、坑木・板・レール釘などの年間使用量と金額が展示されている。この節約展覧会の効果と対策として、資本側は以下のようにまとめている。

「従来稼働者は平常使用する材料等の価格に対しては甚だ無関心で、坑内に於いて大量を使用するのに慣れて動もすれば濫費の傾向のあつたのが展覧会に依つて僅の無駄排除が積り積つては驚く可き多額を節約し得る事を知つた。…（中略）…従つて現今（一九三〇年—筆者）では無駄排除に対して稼働者の充分なる理解と、自発的努力とによって材料の節約、不用品の利用に相当の成績を挙げたのみならず、一面精神的にも気分の緊張を来たし、事業能率の増進及安全運動の成績に好結果を齎した。」

以上から、炭鉱資本における能率増進運動を「無駄なし週間」におい

て概観すると、①炭鉱では産業合理化の一環として取り組まれたこと、②「職工職長級」の管理職をとおして稼働者、つまり労働者層に普及徹底がはかられたこと、③炭鉱資本は、能率増進と安全運動を相互に関連、安全運動は能率増進の補完的位置づけとしてとらえていることが明らかである。

(三) 安全委員会の普及

第二期は、全国安全週間も実施され、鉱山においても安全運動の推進がなされ、安全委員会の設置数も増加する時期である（表2参照）。具体的事例として、三井田川鉱業所をみる。

三井田川鉱業所は、一九二三（大正一二）年九月から「炭坑保安講義」や一九二五（大正一四）年からの災害防止研究会などの活動を経緯として、一九二九（昭和四）年一月一日より安全委員会を組織する。会則[32]によると、組織は委員会—幹事会—支部会の三段階になっており（第三条）、構成員のほとんどは職員である。「稼働者」は、下部組織の支部会の中で安全係のみで（第六条）、役員は任期の定めがないが「稼働者」安全係の任期は一年の定め（第七条）がある。主な活動は、毎月一回の安全デーと年二回の安全週間である（第一三条）。経費は会社支弁で、例えば一九二九年の災害防止費の支出は合計九五〇三円六一銭で内訳は、

「安全委員会出席手当　二一五三円　（稼働者のみ）
安全競争賞金　三九五三円
救急所費　六三三円一七
其他雑費　二七六四円四四」

である。「稼働者」のみ委員会出席手当が支払われ、構成員も職員中心であることから、上意下達の連絡経路を持った炭鉱資本主導の安全委員会であったことがうかがわれる。また、日本鉱山協会の「安全委員会状況報告」[33]からも、委員会の目的を災害防止と能率増進に置いている炭鉱がほとんどであることから、第二期の安全委員会の特徴を能率増進を目的とした職員中心の組織と定義できよう。

なお、経費中「安全競争賞金」とあるが、安全競争とは労働災害発生数の低下を競争する安全運動の一方法である。後述するが、炭鉱によって形態は様々で、三井三池においては数十人単位で班を作り、三ヶ月一単位で年間四回の競争をしたとある。つまり一年中で、その間の労働強化は計り知れない。優勝した班には優勝旗と賞金が与えられる[34]。

(四) 資本における安全運動

ここでは、炭坑の所長・鑛長が安全運動をどのようにとらえているのかを分析することによって、資本における安全運動の意義を考察する。『筑豊石炭鉱業組合月報』の「炭山概況」は、一九二七（昭和二）～一九三〇（昭和五）年まで掲載された記事だが、ここに登場する坑長たちには、先の「第三回災害予防労働衛生講習会聴講者氏名」に重なる坑長も数人いる。この坑長たちは、安全運動は能率増進を補完するものととらえており、三井田川鑛業所第三坑の「中根技術管理者」は、次のように述べている。

「近来炭坑に於ける能率増進法の研究が種ゝ行はれつつあるが…可及的機械力を利用して出来る丈人員を省く所謂機械採炭の目標に向かひつゝあり…當坑でも本年始から組織的の安全運動に着手した結果軽傷は稍減少を見たが重傷はあまり減少の傾向を示して居らず、…安全運動も徹底すれば大局に於いて能

率増進と一致すべく其の方法としては人の注意を緊張せしむる事と設備を改善する事との外に人の素質を向上せしめ無智又は未熟に起因する変災を先ず以って減ぜねばならぬと考へる…」[35]

能率増進の効果的方法としての機械化、その機械化を補完するものとしての安全運動という関係性がみられる。この能率増進→機械化→安全運動という関係は、労資の意思疎通を基礎として成り立つとし、三菱鯰田炭坑の加藤副長は以下のように語る。

「当坑は所謂二安主義即ち安全第一にしかも安価生産を為す方針のもとに進んで居ります、…併し未だ坑内採炭に機械を用て労力を省く點に就いては不十分の點が沢山ありますので今後は安全第一を期すると同時に今少し採炭機械利用を実行して見たいと思ひます。要するに保安も、能率も従業員全部一致協同せざれば其目的を達すること困難なる故労務者も職員も常に意思の疎通を計り全炭坑一丸となり事業を遂行するつもりです。」[36]

資本においては、安全運動は能率増進のための補完ととらえ、両者をスムーズに推進するためには労資の意思疎通――労資の「一致協同」が必要不可欠であるという論理をもつ。このことは能率増進→機械化→安全運動→労資の意思疎通という相互補完関係をもつことを意味している。また、ここでいう能率増進は、「出来る丈人員を省く」「機械を用て労力を省く」という人員整理による生産費低減の合理化を意味するものである。次章の表4・5・6において、一九三〇（昭和五）年前後に鉱夫数（延稼動数）の減少が著しいことからもそれは明らかである。採炭過程における機械化は、単に技術革新という側面のみならず、人員整理―労働者の解雇―という側面をも表裏一体としていた。

この相互補完関係に炭鉱女性労働者を位置づけるならば、機械化によって解雇された女性坑内労働者が、炭鉱主婦会に組織され安全運動を支えるという構図になり、まさに女性労働者が資本の論理に利用されたものといえる。つまり、炭鉱女性労働者の人員整理は、直接的には一九二八（昭和三）年、坑内労働・深夜業禁止を定めた鉱夫労役扶助規則改正の公布（施行期間は一九三〇年まで）によって進められる。その際、三池炭鉱においては「昭和二年二月以来、女子労働者の採用を中止したると、将来一時解雇の止むなきに至るべき場合の失業者の處置」として授産所を開設し、炭鉱主婦会の運営のもと、ミシン裁縫を始めた。生産品は、「恰も當所災害防止運動の進展に伴ひ、安全服装の完備を必要としたるを以て、坑内安全脚袢、安全帽子等」を製造し、「災害防止運動とミシン内職とは相互両得の効果を挙ぐる事、明かなる」[37]とされるのである。また、三井四山坑の安全週間では、

「十月三十一日敬神日。…（略）…十一月一日　安全服装日。主婦は安全服装の点検修整を為し安全服装の完全を期した。十一月二日　體育日。…（略）…十一月三日　禁酒並びに御馳走日。安全週間を記念する為め禁酒を為し、主婦は心尽くしの一品料理を作り一家団欒裡に安全週間を祝福した。十一月四日　送迎日。主人及下宿人の出役に対し、主婦子供は社宅表門迄送って門出の挨拶を為し、帰りは一同、煙草着換等を携帯表門に出迎ひ一日の勞を犒つた。…（略）…十一月六日　戸内外整頓日。主婦は戸内外を掃除整頓し且つ醜からざる意味に於て美容を整えることとした。…（略）…」[38]

と、炭鉱女性労働者は主婦という家庭内存在として、夫の安全服装の点検、出勤送迎、家庭団欒の演出という役割を担いながら、夫の生産労働を支えるのである。[39]先の能率増進→機械化→安全運動→労資の意思疎通という連環の中に、機械化によって解雇された炭鉱女性労働者は、以上

のように位置づく。

(五) 労資一体の安全運動――小括――

ここで小括として、雑誌『産業福利』にみる第二期安全運動の特徴を分析すると、以下の三点が指摘できる。第一は、安全運動の方策を「物的方策」―建築・機械の設備・改善と「人的方策」―労働其他生活条件・安全教育の二方策に明確に分類した上で、「人的方策」の内容を「不摂生不秩序により心身を破壊することは災害の手始めである」と修養的色彩を強めたことである。つまり第一期における人的要因は単に「適材適所」という労働者配置の問題であったが、第二期に至っては

「…第二に必要なことは労働者の方面であります。先に述べた如く事業主の社会的、法律的責任と云ふ点から云へば設備の点が重いのでありますが、数の上から云へば設備の方では如何とも出来ない、労働者の注意に俟つ外に方法のない災害が大部分であります。先に設備の欠陥に因るものとして数えた災害と雖も労働者の過失も亦之に伴なうのが通例でありまして注意さへすれば設備が少々悪くても怪我なしに済むのでありますから、災害の数を減ずる為には如何にしても主力を労働者の注意力喚起に注がなくてはならないのであります。」

と、労働者の注意力にその原因を求めるのである。また「…災害を起したものに付いて見ますると過労、夜更し、暴飲暴食の如き事の為に心身の弛緩して居たことが原因であることが尠くないのであります。…」(40)と、労働者の不摂生にまで言及しており、災害の原因の多くを設備よりも労働者の問題ととらえるのである。このことは、次の標語からも明らかである。

「雨は天から涙は眼から怪我は其身の油断から
仕事をするとき心でしやんせ心でする人怪我はない
赤い顔して仕事に出れば飛んだ怪我して青くなる」(41)

このように労働災害を労働者の責任とすることによって、資本はその責任を回避出来るだけでなく、公傷と認めない場合は扶助料の節減にもつながるのである。

第二は、安全運動を労働者の問題から労働者家族の問題にまで拡大したことである。

「…即ち従業員家庭の生活改善による内的影響に依り安全運動の効果を助長せんとするもので…従業員各自の家庭の生活上の改善により浪費を省き衛生思想を発達せしめ、崇拝敬神の風習を養ひ祖先崇拝の念を深からしめ、かくて内部的改善により表面にある災害防止の目的を最もよく達せんもので『安全は家庭より』の標語はこの事例を雄弁に物語っている。」(42)

と、足尾銅山は『安全は家庭より』の標語のもと、安全運動を災害防止と生活改善にわけて取り組む。これは先述の、三池四山坑の安全週間からもうかがう事ができる。この第二期の労働者家族にまで拡大した安全運動に、炭鉱主婦会などの生活改善活動が位置づく点が第二の特徴である。

そして第三には、安全運動は能率増進の必要条件であるとする視点である。「…安全運動をやらないで、能率増進ばかりやって居ったならば結局能率増進を得られないと思います。…」(43)と述べているのは、経済面のみから考えると安全運動は失費のようだが、安全が能率増進の基本である事を確認している。このことは、安全運動よりも能率増進による産業合理化を重視する資本に対して、産業福利協会が安全運動を普及させる

ために能率増進をも視野に入れて説得しているものと考える。

以上、第二期の安全運動は、表2に見られるように安全委員会の設置数も増加し、安全運動に取り組む炭鉱資本が増加したことを示している。商工省鉱山局による日本鉱山協会の設立や鉱山も参加した全国安全週間の開始、そして福岡県能率協会の設立、「無駄ナシ週間」の実施など広く炭鉱資本が能率増進と安全運動を推進しはじめたことがうかがえる。

第二期の特徴をまとめると、第一には、災害要因の多くが「労働者の不注意」に置かれたことである。第一期においては、労働者の配置問題に過ぎなかったのが、労働者の不摂生・不注意・不規則など労働者の身体的・精神的問題とされた。これによって資本は、安全運動をもって労働者の生活、つまり私的領域にまで介入し、労働者家族の問題にまで拡大したのである。第二には、炭鉱資本によって推進された安全運動は、能率増進を補完するものとして位置づいたことである。それは能率増進→機械化→安全運動→労資の意思疎通という相互補完関係によって産業合理化をはかり、資本の論理を遂行する。第三には、これら能率増進と安全運動は「職工職長級」の管理職によって「稼働者」、つまり労働者層に普及がはかられたことである。第四に、このように資本によって推進された安全運動であるが故に、資本は災害による損失は「労使の利害相一致する」として、労資協調から労資一体へとより一層労働者の統制を厳しくするのである。

以上、第二期の安全運動は資本から労働者への安全運動と性格づけることができよう。

三　安全運動と能率増進の効果

（一）安全運動の効果

本章では、安全運動と能率増進の効果を分析・検討する。

表4は福岡県に関する一九二五（大正一五）年から一九四〇（昭和一五）年までの炭鉱夫死傷者数とその割合を示した統計である。因みに一九三〇（昭和五）年に重傷者数が一挙に増加するのは、この年、重傷「休業二週日以上」・軽傷「休業三日以上」と基準が明確になるからである。

確かに表4では、「死亡・重傷・軽傷」をあわせた「(5)全死傷者率」は九五・七四%から二六・四〇%と減少している。しかし、その傷害の程度別に分析すると「死亡・重傷」のみの「(3)重傷以上者率」は、一九二五年から二九年まで二%台、一九三〇年には一八・六六%という数字を示しているが、一九三一年から三六年までは一二%台である。「死亡・重傷」の災害率は、「死亡・重傷・軽傷」の災害率よりも低下の度合いが低い。つまり福岡県において、「軽傷」も含めた「(5)全死傷者率」は著しく低下しているが、重傷以上の災害率の低下は一定程度までということである。このことは、「軽傷者」における安全運動の効果は著しいが、「重傷以上者」においては、ある程度効果がみられたが限界があったと考えられる。

では個別炭坑ではどうであろうか。表5は、三池鉱業所の一九二三年から一九三九年までの安全運動の成績である。

三池鑛業所において安全運動が盛んになったのは、「健保組合が出来て濫病防止の運動が各坑に行なわれ出してからである。即ち昭和に入っ

表4　炭鉱夫死傷者数変遷表　(福岡県)　　(単位；人)

年	(1)全鉱夫数	(2)重傷以上者数	(3)重傷以上者率	(4)全死傷者数	(5)全死傷者率
1925	148,528	4,260	2.87%	142,198	95.74%
1926	138,785	3,192	2.30%	115,745	83.40%
1927	136,996	3,066	2.24%	122,785	89.63%
1928	138,257	2,981	2.16%	107,364	77.66%
1929	129,542	3,351	2.59%	100,313	77.44%
1930	115,116	21,482	18.66%	84,097	73.05%
1931	121,235	16,573	13.67%	59,932	49.43%
1932	108,762	13,936	12.81%	49,452	45.47%
1933	113,606	14,416	12.69%	47,760	42.04%
1934	132,516	16,216	12.24%	52,800	39.84%
1935	136,975	16,540	12.08%	51,009	37.24%
1936	155,300	17,030	10.97%	49,265	31.72%
1937	欠　年				
1938	欠　年				
1939	216,553	22,401	10.34%	58,963	27.23%
1940	235,909	24,477	10.38%	62,286	26.40%

〈出典〉『本邦鉱業の趨勢』商工省より作成

てからの事で昭和三年の安全競争はその第一声である。[44]」とあるように一九二八（昭和三）年から本格化する。表5において、一九二八年の軽傷者数が大きく減少するのはそのためであろう。しかし、先の福岡県と同様に、減少が顕著なのは軽傷者で重傷者数は一定の減少に留まっている。安全運動の効果は「軽傷」に著しく「重傷以上」の効果は限界があったといえよう。また、表4・5ともに一九三〇年前後を境に「稼働者数」が減少しているのは機械化の影響と考えられる。しかし、機械化を実現できたのは大手炭鉱に限られたことで、「稼働者数」減少率が県全体よりも三池鉱業所が高いのはそのためであろう。機械化による「稼働者数」の減少と、安全運動の一定効果の出現が並行することからも、両者の密接な関連は明らかである。

一方「軽傷者」に効果が顕著なのは、三池鑛業所の安全競争から考察できる。「宮浦坑安全競争規定」によると、

「…（略）…2、成績考査

イ、公傷人員ニ依ル。同一人ニテ繰込シタル場合回数ヲ人員ニ加フルモノトス。

ロ、公傷ノ程度ニヨリ考査ス　軽傷　一点（休業者）　重傷、死亡アリタル時ハ失格トス

ハ、一ヶ月間ノ成績ニ依ル　月初メニ於ケル在籍ニ対スル百分率ヲ求メ、其ノ公傷率ノ小ナルモノヨリ順次等位ヲ定ム、　…（略）…

ホ、在籍数百以下一人、二百人以下二人、三百人以下三人（以下之ニ準ズ）ヲ越シタル場合ハ失格トス。[45]」

とその成績基準は厳しく、一%以上の公傷者を出すことは許されない。一方賞金は、一人当たり採炭部・修繕部一等三〇銭と社長杯と優勝旗を

坑別に授与した。「…(略)…然るに競争の激甚なる。公傷通院一日以上欠勤が成績に関するためこれを私傷とし、各坑の救護所に瀕死の重傷者を担ぎ込んだり、負傷者に軽易な仕事を与えて出勤を強いたりする等の弊害が起こった。」[46] つまり、成績に影響がでないように障害扶助料支給のおそれがない軽傷は稼働者も納得の上、算入しない傾向があった。このことが、軽傷者数の減少につながったものと考えられる。

表５　三池炭鉱死傷者数変遷表　（単位；人）

年	稼働延人員	死亡	重傷	軽傷	死傷者合計	1万人當
1923	3570120	71	5	11422	11498	32.21
1924	3843336	74	42	14225	14341	37.31
1925	3911324	84	141	12079	12304	31.46
1926	3192583	48	79	8912	9039	28.31
1927	2919883	52	64	6602	6718	23.01
1928	3016245	70	46	3035	3151	10.45
1929	3135452	58	61	1654	1773	5.65
1930	2806787	45	49	1747	1841	6.60
1931	1540347	22	67	1163	1252	8.13
1932	1321311	22	30	1033	1085	8.21
1933	1612353	37	42	1033	1112	6.90
1934	1712724	33	12	1118	1163	6.79
1935	2096768	39	960	492	1491	7.11
1936	2153357	31	927	443	1401	6.51
1937	2707775	44	966	365	1375	5.08
1938	3265781	49	1106	781	1936	5.92
1939	3594104	71	1718	1508	3297	9.17

＊1935年より「重傷ト軽傷ヲ二週間以上休業ト三日以上休業」に分つ
〈出典〉『三井鉱山五十年史稿』巻十五、三井文庫所蔵より作成

（二）能率増進の効果

能率増進の効果として、一人当出炭高を分析する前に三池の能率増進運動を概観する。『三池鉱業沿革史』によると、作業能率の進歩増進は事業の発達そのものであるため、一八八九（明治二二）年の創業当初から「不断の努力」を続けている。最初の能率増進の方法は、「急掘奨励費」であった。これは官営時代から採られていた方法であったが、三井経営下になった一八八九年「一週間掘延三十尺以上三十五尺未満十尺ニ付賞励費壱円拾五銭…」[47]と確認されている。同年一二月には「三池炭礦社坑夫奨励規則」が制定され採炭夫に出炭賞与がついた。この間、能率増進に関わる組織化はされていないが、同規則によって能率増進は図られていたとある。その後一九二一（大正一〇）年「作業振興ノタメノ協議機関」として各坑の工手長会議が設けられた。この会議には所長・次長も出席し「保安ニ関スル事モ勿論取扱ハレタニ違ヒナイガ主ニ事業ニ就テノ研究協議会デ作業能率ノ増進ガ論究サレタ」とあり、この工手長会議が能率増進の研究調査に関して三池における最初の組織であった。翌一九二二（大正一一）年七月十日には、所長から各坑職員に「坑外函捌キニ付キ線路『クリーパー』其他ノ研究」「後山作業改良（採炭）器具共」「炭函ノ改良」[48]のような研究課題

が出されている。
　当時は、国際労働条約による坑内夫八時間労働や保護鉱夫の深夜業禁止が提示されており、保護鉱夫問題も視野に入れた研究課題であると考えられる。また、三池において創業以来当該期まで展開されている「作業能率ノ増進」は、拡大再生産をはかる資本にとっては当然の課題でもある。一方、工手長会議に見られるような組織化は産業合理化を目的に一九二八（昭和三）年頃から本格化する能率増進・安全運動の基盤をなすものであった。これ以後一九三二（昭和七）年、各坑において能率研究会が設置されるまで、三池における能率増進に関する組織化はされていないが、先述のように一九二八年には安全競争、一九二九（昭和四）年には「無駄ナシ週間」にと積極的に取り組んでいる。次の表6は三池鉱業所宮浦坑・万田坑における一人当出炭高表である。

表6　稼働一人当出炭表　（三池鉱業所）　　（単位；t）

年代	宮浦坑			万田坑		
	稼働延人員	出　炭	一人当	稼働延人員	出　炭	一人当
1920	915,477	431,452	0.47	1,289,407	669,446	0.52
1921	690,553	367,196	0.53	1,202,624	609,696	0.51
1922	667,664	386,746	0.58	1,138,195	580,061	0.51
1923	889,890	471,107	0.53	1,208,709	609,117	0.50
1924	899,327	437,818	0.49	1,204,623	552,096	0.46
1925	881,750	652,354	0.74	1,185,813	633,266	0.53
1926	746,877	660,451	0.88	1,051,917	660,918	0.63
1927	699,498	783,772	1.12	1,005,144	684,798	0.68
1928	701,718	896,264	1.28	1,090,042	684,948	0.63
1929	674,310	1,027,112	1.52	1,207,723	723,785	0.60
1930	612,273	926,678	1.51	1,009,654	686,518	0.68
1931	394,902	728,011	1.84	627,736	704,380	1.12
1932	395,801	753,048	1.90	540,414	702,946	1.30
1933	457,787	885,448	1.93	599,145	811,169	1.35
1934	517,113	1,011,130	1.96	587,878	855,308	1.45
1935	561,999	1,100,994	1.96	589,108	861,187	1.46
1936	603,286	1,102,840	1.83	571,337	804,662	1.41
1937	760,717	1,325,997	1.74	753,418	939,404	1.25
1938	867,464	1,406,643	1.62	896,789	872,597	0.97
1939	979,707	1,448,589	1.48	962,377	956,545	0.99

〈出典〉『三池鉱業所沿革史』、第六巻、保安課四、三井文庫蔵より引用作成

　表によると一九二七年と一九三一（昭和六）年に出炭能率が上がっている。ともに本稿における第二期と第三期の画期に相当するわけだが、一九二七年は機械化が具体化した時期、一九三一年は先述の合理化による解雇が行なわれた時期である。こうした機械化による人員整理も能率増進、つまり産業合理化の一環ととらえ両年における出炭能率の上昇は能率増進の効果と考える。

四、労働者の「自発的」安全運動——第三期：安全運動の過渡期（一九三二～一九三五年）

一九三二（昭和七）年十一月一一日から三日間、

東京の学士会館において産業福利協会主催、社会局後援、第一回全国産業安全大会が開催された。開会の辞に「…実際携わって居らるる人々が一堂に会して、実験及研究の結果を発表交換したらばさらに有意義ではないか」[49]とあるように、大会は安全運動を推進する工場鑛山職員の交流と研究の場として開催された。しかし、この全国産業安全大会の開催は、国家的課題として進展する産業合理化により労働者が整理される一方で、安全運動のより一層の普及徹底をはかる目的もあったと考える。よって、この全国産業安全大会の開催を画期として第三期の開始とする。

（一）全国産業安全大会の開始

第一回全国産業安全大会における報告数は三十六で、「当所に於ける災害と安全運動の実際　株式会社芝浦製作所鶴見工場　伊藤　昇氏」「海軍炭鉱に於ける安全運動と其の実績に就いて海軍燃料廠採炭部海軍技師　猪俣昇氏」などが例として挙げられる。また、第一回大会においては、各団体から十四の提案がなされた。いくつか列挙すると、

「一、安全係及安全委員会普及の件　財團法人　産業福利協会
二、安全博物館資料蒐集の件　同
三、産業安全講習会開催に関する件　山梨県工業懇話会
四、労働者災害扶助法適用事業主団体の産業福利協会加入に関する件　同
五、毎年行ふ全国安全週間の期日に関する件　鳥取県工場協会」[50]

などがある。これらに関して、翌年の第二回大会で決議報告と説明を行なっているが、安全博物館資料の蒐集や移動式博物館の設置については、経費の関係上困難である旨、説明されている。また、とりわけ産業福利協会提案の「一安全係及安全委員会普及の件」は、安全運動第一期からの課題であり、安全委員会普及に一定の限界があることがうかがえる。

（二）「自発的」安全委員会の組織化

各工場鉱山において安全委員会設置に一定の限界がみられる中、既存の安全委員会に変化がみられる。一九三八（昭和十三）年の『西日本に於ける産業福利施設』には、二八ヶ所の炭鉱が記載されているが、うち二五ヶ所に安全委員会の設置が確認される。中でも古河西部下山田炭鑛・目尾炭鑛の記載には、従来の安全委員会は事業主側の機関であったため充分な効果がなかった。そこで「災害の大部分は不可抗力にあらずして不注意に起因するもの多きを覚るに至り結局災害防止の徹底を期するには自分の身は自分で保護するの外なしとの自覚心」が芽生え、従業員が「自発的」に取り組むようになったとある。つまり、第二期において資本が災害発生の要因を「労働者の不注意」として労働者層への安全教育を行ったのをうけて、当該期では労働者自らがその論理を内面化し、「自発的に災害疾病の防止に精進したる結果著しく成績向上するに至れり」と「自発的」安全運動に転換されるのである。三井三池宮浦坑においても

「昭和八年来、従来ノ制度ハ職員ノ指揮命令ニヨル他動的ノモノデアリ、災害防止運動ハ、元来従業員自身ノ問題デ、既ニ保安ノ認識モ進ンダ今日、何時迄モ外部カラ指導サルベキデハナイ。宜シク従業員自身ヤルベキデアリ、ヤラス可キデアルト云フ事ニナリ、八年所長会議ノ申合セニモ此ノ事ガ決メラレテ居ル。斯クシテ純自治団トシテノ保安会ニ改組サレタ今度ハ会ノ役員ハ全部従業員カラ選出、職員ハ単ニ埒外ニアッテ応援スルニ止マルノデアル。

予期ノ様ニ何レノ方面ニモ成績ヲ挙ゲタ其ノ後幾多ノ変革ヲ見タケレ共、自治精神ニ依ル点ハ一貫シテ変リナク今日ニ及ンデ居ル。」[51]

と、「従業員自身ノ問題」であることを強調して純自治団として「保安会」に改組させられる。同様に三井田川においても、

「…(略)…三井田川鑛業所にありては昭和四年一月安全委員會を創設し爾来従業員に於ても自治的に協力して安全運動を継続し災害防止に腐心しいたりしが、昭和七年に入りて従業員の自發的安全自治團體組織の気運台頭し来り、同年十月以降相継いで各坑に従業員の自治安全會の成立を見るに至れり。鑛業所は自治安全會の組織に當りては其計画等全然従業員の發意に任せ敢て掣肘を加へず、職員は側面より指導援助し其發展強化を計るに止めたり。」[52]

と、従業員による「自発的」組織に安全委員会が再編成されるのである。

(三)「自発的」能率増進と「考案制度」

安全委員会において「自発的」組織に再編されたのと並行して、能率増進運動においても「自発的」動向があらわれる。従業員考案制度がそれである。この考案制度により、「労働者ノ事業ニ対スル積極的関心ヲ喚起シ、産業的自覚ヲ促ストユーコトコソ考案奨励ニ依ッテ得ル最大ノ収穫デアラネバナラヌ。」とされるのである。そこで三池鉱業所では、一九三一（昭和六）年に各工場で考案奨励規定を制定した。

「従業員ノ自発的発動ヲ助成スル為メ考案奨励ノ根本ヲ三井鉱山各事業所ニ於ケル従業員ノ組合デアリ、労資協調、能率増進ノ機関デアル共愛組合ナル団体ニ置キ審査及表彰ノ総テノ道程ニ於テ之ニ関与セシムル事ニシタ。殊ニ審査委員会ノ如キモ共愛組合ヲ母体トシテ構成シ同組合自体ヲ能率運動ノ重要ナル一方面タラシムルコトニ留意シタ。」[53]

と、「共愛組合考案委員会」「中央考案審査委員会」を設けて考案奨励に取り組んでいる。労働者層に「自発的」能率増進を普及・浸透させる目的で取り組まれたこの制度で、一九三三（昭和八）年四月までに三二八件の考案が提出されている。そのうち約半数が、賞金及び賞状を授与されており、考案提出者には「三池鑛業所四山坑　仕上　山口幸徳」「三池鑛業所四山坑　鍛冶　猿渡浅雄」など一般の労働者層も参加していたことが確認できる。

また「三池鑛業所考案規則」によると、

「1　三池鉱業所各共愛組合制組合員ニシテ作業上能率増進、無駄排除、廃物利用、安全施設、生産品質ノ改良、其他事業上有益ナル考案ヲ為シタル者ワ考案審査委員会ノ審査ヲ経、従業員賞与内規ニ基キ之ヲ表彰ス…(略)…」[54]

と、この考案制度には「無駄排除」「廃物利用」「安全施設」など一連の能率増進運動を労働者層に自覚させ、普及せしめたものといえよう。

(四) 労働者にみる安全運動

ここでは、一九三三（昭和八）年四月、日本鉱山協会福岡地方常務委員会主催の「筑豊主要炭鉱夫座談会」[55]の発言を分析する。この座談会は一八炭鉱四一名が出席しているが、すべて採炭夫・支柱夫などの一般労働者層である。この座談会の趣旨は、

「私達は国家非常時に際し一層精神の緊張をはかり能率増進、災害防止に努力し以て聖旨に報い奉らん事を期したいと存じます。由来安全運動は稼働者の自覚と其の自發的活動に俟つべき物であったが、従来主として災害に関する注意の喚起、災害防止に関する智識の注入等に努力し、稼働者自ら振い立って之が為に活動せんとする精神力の喚起にはたいした力が注がれて居なかっ

たのであります。然るに幸にして昨年頃より安全運動がかかる方向に気運を変換して来たかのように見へて来ましたので、此の際一層之を教化助長せしめんが為め本日の會合が催されるに至ったのであります。[36]」

というものである。従来の安全運動が「注意の喚起」「智識の注入」であったことに対して、本来は「自発的活動」であるべきと述べている。

では、この「自発的」とはどういうことであろうか。

「(三井田川松岡君)…最近能率は相当に上がったが災害は其割に減少しておらないのであります、之は真の能率増進ではないと思ふのであります、それで炭坑へも設備の改善を御願いしたのであります、幸に三井田川は設備の点では最も進んで居ると思ひます、然し設備はいくら完全にしてもやる人が其の気でなかったならば効果が上がらないのであります。それで會社と相談して安全運動は会社の手より離れ自治制として我々の力でやって行く事に致しました。」

この頃、多くの炭鉱で「自発的」安全運動を導入する背景には、前述のように安全運動の推進にもかかわらず、労働災害防止に限界があるという状況があった。このような状況にあって、設備改善以外の方法で安全運動を効果ある運動に転化せしめるためには、労働者自身の意識を喚起しようというのである。つまり、第二期において、労働災害防止の要因に「労働者の注意力」があがり、安全運動は労働者の問題ととらえられるようになったが、第三期ではなお一層進んで、安全運動は労働者の問題なのだから労働者自らが解決すべきであると位置づけるのである。また、同時に自発的安全運動が展開することによって、負傷者は負傷の原因を自分自身に求めるようになる。

「其の結果（負傷者査問会）によると何時でも其大部分は不可抗力ではなくして、注意さえすれば防止する事の出来るものが多くあります。それで負傷者は申します『どうも相済みません、あの時の方法を誤ったから斯様になりました、斯くすればよかったものを私の至らない所から皆様にご迷惑をかけます』と、自ら失策を話すのであります。」

に、そのことは読み取れる。では、自発的活動とは具体的にどういうものか。

「(中鶴炭鉱桑原君)…私がすまん會という会を催して両方力を共にしています。そのすまん會の主旨は災害防止、能率増進、同僚親善と云うことにあるのですが、主旨の徹底する為にかう云綱領を作って守る様に致しています。(一)国民として働かねばすまん　(二)会社の規則は守らにゃすまん　(三)不行儀な事をして會の不面目と成るような事をしては会員にたいしてすまん　(四)不注意の為怪我をしては会員としてすまん　(五)自力を更生し、人にまけてはすまん　(六)機械器具は大切にせねばすまん　(七)係役員の命を守り切端は善くせねば向方にもすまん　(八)同僚仲よくして自己の本分を全うし能率を上げねばすまん　(九)世間の人に笑われるような事では会員としてすまん　(十)親に孝、夫婦仲善く、人には好く交わり家庭円満にせねば人の義の道にすまん…」

「すまん會」という自主的な会を組織するのだが、その主旨は「災害防止、能率増進、同僚親善」とあり、その内容は、会社の規則を守り、怪我をせず、係役員に従順で、同僚と協力し、自己の本分を守り、能率よく働く模範的労働者であると同時に、親孝行で夫婦相和し、家庭円満の家庭人であることを目標にしている。「自発的」活動としながらも、その活動は国家のため、会社のために尽すという内容なのである。

「(下山田南君)…我々炭坑従業員は現時日本の情勢に鑑み各自は此の運動に自

覚して、身體を健全にして会社の為、一家の為、大は大日本帝国の為に尽くす事に務めねばならぬ、安全運動の徹底発展に邁進する事が急務と痛感し居るので有ります。」

という発言からもそれは明らかである。

以上、第三期安全運動の特徴である「自発的」活動とは、①労働災害の要因をより一層労働者に転嫁するものであり、②会社のため、一家のため、国家のために尽す事であり、まさに擬制的自発性である。しかしこの「自発的」という言葉をもつことによって、安全運動が国家や資本による上からの運動であるにもかかわらず、労働者自らの運動であるかのように、多くの炭鉱で「自発的」安全委員会という組織再編がなされたのである。

(五)「自発的」安全運動——小括——

第二期が資本から労働者への安全運動と特徴づけるならば、第三期は、労働者自身による「自発的」安全運動及び能率増進運動の時期と特徴づけることが出来る。この「自発的」は、前節でみたような擬制的自発性であった。しかし、資本が「自発的」を呼びかけ、労働者がそれを受容したことによって、安全運動及び能率増進運動は管理職の運動から、広く労働者層に浸透する契機となったと考える。第三期は、安全運動・能率増進運動が職員層から労働者層に普及・浸透する時期といえよう。しかし、その労働者層はまだ全階層ではなく、「すまん會」の内容にも現われているように、会社の意図する方針に沿うことができる模範的労働者層であるといえよう。

また、「自発的」を提唱することによって、「安全自治隊」(57)・「安全自治會」(58)など、安全委員会の組織再編が行なわれた。

五．国家から資本と労働者への安全運動——第四期：安全運動の変質期（一九三六～一九四〇年）

いわゆる準戦時体制に入り「非常時」が長期化する中、安全運動の推進母体である産業福利協会は組織再編をおこなう。一九三六（昭和一一）年五月をもって、協調会内に合併され同会の産業福利部となるのである。この協調会産業福利部の設置から国家による産業統制のもと同部が大日本産業報国会に吸収される一九四〇（昭和一五）年までを第四期—安全運動の変質期とする。

(一) 協調会産業福利部の設置から大日本産業報国会への編入

安全運動の主導的立場にあった産業福利協会は、一九三六（昭和一一）年五月、協調会に吸収され同会の産業福利部となる。この合併の趣旨は、

「…(略)…翻って我国に於いては内務省社会局内に産業福利協会が創立されてより約十年此運動に没頭し来ってより産業安全運動其他我国に著しき進展の跡を残したのであったが、猶一層之を充実せんとする社会局並産業福利協会当局の意思は図らずも協調会が今回発起して新なる方針を立て、此運動に没頭せんとする熱意と相投じ茲に両社の合併を見るに至り協調会内に産業福利部を特設し、…(略)…社会局と相協力提携して我邦産業の円満にして健全なる進展の為に我国産業の安全衛生其他一般産業福利運動の発達に邁往せんとするものである(59)」

と、産業福利協会と協調会の組織統制をはかったものと考える。そして

一九三七（昭和一二）年九月の国民精神総動員の内閣告諭に対して、協調会常務理事となった蒲生俊文は、

「政府は今や国民精神総動員の運動を提げて街頭に出たのである。我等工業人は雇主と従業員の区別は無い。各々其分担を通じ相共に工業人としての重責を完うして其関する世界の範囲に於いて反省と自覚と而して緊張とを以って工業報国の一途に奮励邁進しようでは無いか。[60]」

と、労資一体をもって国民精神総動員運動の参加を呼びかけている。そして、一九四〇（昭和一五）年八月の近衛声明に際しては、「新体制の基本観念は始めに余が已に述べたる処と同一であることは之等の語によって一層明瞭となった。[61]」と述べ、「我々産業人は其分担の全体性と其の任務の重大なることを認識し、黙々として其任務の完遂に邁進し依て以て国家究極目的の達成に翼賛すべきであって」と、全く賛意を示し、産業人として国家の新体制に組すべき姿勢を明らかにしている。一一月、大日本産業報国会が成立し、協調会産業福利部も吸収される。この時、蒲生俊文は同会労務局安全部長となる。

また蒲生は、「我邦安全運動其者が一の精神運動たる点に存するのである。物的方策其者も亦只この精神運動の一発露として始めて力強さを生ずるのである。[62]」と安全運動を精神運動とし、「精神が施設に先行す」と精神の大切さを主張する。第二期には、災害の要因を労働者の不注意・不摂生とし、「安全は家庭から」と労働者の生活領域にまで介入し、第三期には「自発性」を主張した安全運動であるが、当該期に至って一層労働者の内面に入り、精神主義的傾向を強めるのである。

以上、第四期の安全運動は、産業福利協会が翼賛体制に組み込まれる一連の流れの中で、国家主義的、精神主義的運動へと変質する時期と定義できよう。

（二）日本能率聯合会における「無駄ナシ週間」の取り組み

一九三六（昭和一一）年五月、日本能率聯合会第九回大会において、「協力一致能率報国ニ努メ、以テ無窮ナル我ガ国体ノ精華ヲ顕揚センコトヲ期ス[63]」と、「国家非常時ニ処スル吾人ノ覚悟」と題した宣言が発表される。翌一九三七（昭和一二）年の第一〇回大会では、日本能率聯合会の創立一〇年を記念して、二つの大会決議を行なっている。一つは「研究強化ニ関スル決議」、もう一つは「原材料無駄ナシ運動ノ提唱[64]」である。「天然資源ニ乏シキ我国ワ今ヤ準戦時体制下」にあるため、「原材料ノ使用及ビ取扱方ノ徹底的合理化ニ依ル節約並ニ活用」に努めなければならないというのである。具体策として、福岡県能率協会が先駆である「無駄ナシ週間」を同年、全国的に拡大させた。その際の標語は「非常時乗リ切レ無駄省ケ」「熱ダ努力ダ無駄退治」「無駄ナキ生活明ルイ家庭」である。同時に発表された共同宣言には、

「我々ハ国内ニ在リテ此ノ非常国難打開ノ為、特ニ原材料ノ節約、活用ニ努ムルト共ニ協力一致、アラユル無駄ヲ殲滅シテ産業報国ノ至誠ヲ尽シ、以テ銃後ノ護リヲ固メ後顧ノ憂ナカラシメンコトヲ期ス[65]」

とあり、まさに非常時局に対した全国的産業報国運動となった。

最初に実施した福岡県では、「鑛山側」日程として一〇月三日～九日までを、

「第1日（日）家庭無駄ナシ日　第2日（月）整理整頓日（無駄探シ日）　第3日（火）原材料節約活用日（古材料利用日）　第4日（水）無駄時間ナシ日　第5日（木）落炭防止日　第6日（金）満函硬ナシ日　第7日（土）満函硬ナシ

日（備考）」

さらに、「家庭無駄ナシ週間実施ノ向ハ」、

「第1日不要品整頓日　第2日台所無駄退治日　第3日戸棚押入取片付日　第4日置場所置方工夫日　第5日　無駄時間退治日　第6日節約日（無駄使ナシ日）　第7日家庭団欒日」

と提示している。「実施方針」においては、「成ベク家庭方面ニモ及ボシ非常時局ニ対スル覚悟ト浪費節約ノ實ヲ挙グルコト」と、家庭も含めた産業報国運動と位置づけている。

また、一九三七（昭和一二）年の盧溝橋事件をうけて、日本能率聯合会は『産業能率』八月号で「非常時局ニ対スル宣言」を行なっている。そこでは、

「1．非常時ニ対スル産業部門ノ統制管理ニ関シテワ、本會ノ指導原理ニ基キ此際一層能率ノ増進ヲ計リ鋭意公私経済ノ合理的改善ニ努力スルコト．

2．時局ニヨル軍需品製造ノ激増及全般ニ亙ル生産力拡充ノ国策遂行上特ニ原料及材料ノ徹底的無駄排除ニ力ヲ致スコト…（略）…[66]」

と、非常時における能率増進と軍需品製造に備えて原材料の無駄排除が提唱されている。さらに、こうした時局を反映して日本能率聯合会は進んで安全運動に協力していく。第十回全国安全週間を『産業能率』で紹介し、次いで一九三八（昭和一三）年第一一回「国民精神総動員全国安全週間[67]」に際しては、『産業能率』で特集を組んでいる。

日本能率聯合会自体は、一九四二（昭和一七）年「商工省主催ノ下ニ陸海軍当局ノ賛助ニヨリ[68]」日本工業協会と日本能率聯合会を主体とした日本能率協会となる。

(三) 安全委員会の「保安隊」への再編成

一九三七（昭和一二）年の『産業福利』においては、安全委員会の三つの組織体制、つまり安全委員会のみの一級制・中央安全委員会と各工場安全委員会の二級制・総括的中央安全委員会と中央安全委員会そして各工場安全委員会の三級制を提示し、組織間の連絡・意志伝達経路の充実を推奨している。さらに、

「各従業員を交替して一度安全委員の仕事を担当せしむることによって安全委員の立場、その意向、其不便等あらゆる困難を理解したならばやがて其職を去った後も其後任の安全委員の苦労を同情して協力する心構へが出てくるであらう。是れ即ち安全教育の一形式であって、『安全は協力より』の実現の為の第一歩である。[69]」

と安全運動を効果的に展開するために、全従業員を交替で安全委員に任命する方法を提示している。[70] 加えて「安全係員の資格」も明記されており、そこで求められる人物像は、安全運動の意義を国家・資本・個人の立場でとらえられる人物で「人望があること」「人格者たること」「判断力が豊富」であることが求められている。

また、先の『西日本に於ける産業福利施設』によると、「非常時局」を背景としたもう一つの安全委員会の再編が見られる。高松炭礦における「礦務隊、共安隊は全作業従業員を網羅し軍隊的統制の下に災害防止に努めている」、明治鉱業平山鉱業所「常設安全委員二五七名を選任し稼働者を軍隊式に隊班に分ち防災運動に積極的活動をなし居れり」などがそれである。さらに具体的に貝島鉱業の大ノ浦炭礦では、一九三四（昭和九）年九月従来の安全組合を解散し、第三礦防災団を組織したとある。それは、

「従来ノ安全運動ハ自発的精神ノ基ニ立脚セルモノトハ云ヒ難ク、未ダ係員教育ノ域ヲ出ザル状態ナリキ…自覚アル労務者ヲモ多数幹部トセル処ノ軍隊組織トナシ、専任ノ防災係一名ヲ置キ教育並ニ運動ニ就キ立案計画ヲナサシメ上下一体トナリテ自発的安全運動ハ起サレタリ」[71]

この他に、別働隊として「防災奉仕隊」「自治安全団」「安全教護団」などを組織し、一九三九（昭和一四）年六月には、「第三礦礦業報国会」を結成する。

これらは「非常時」を背景に、炭鉱安全委員会の軍隊的組織化が見て取れる。「自発的」を大義名分にして「全従業員を以って組織」している点が第三期と同様であるが、軍隊式を採用することによって、より下層の労働者層の組み入れを可能にしているといえよう。

（四）資本・労働者・家庭の三位一体による安全運動——小括——

第四期は「国家奉公」を目的とした安全運動が展開する。非常時による増産体制、それによる労働強化・労働時間の延長、そして急激な生産拡張のための不熟練工の増加などによる労働災害が増加するのである。社会局は、それらに対処すべく「安全運動の再吟味」「合理化」を図る。それは「即ち各工場に於ける工場主及従業員の双方に於て自発的工場安全の実際的研究及実行の手段が講ぜられない間は安全の確立は望まれない。」とし、そのための三要素として、

「一、事業主と工場従業員とが真に国家奉公の念に基づく産業協力の精神に出発しなければならぬこと　二、右の産業協力の精神に基づき真に工場安全の問題を研究実行して行く組織体を持たねばならぬこと　三、右各工場内の組織体を一産業部門又は地域毎に総合し更に之を全国的に組織化すること」[72]

を提案している。つまり、非常時ゆえに「国家奉公」を目的に労資一体となった安全運動に組織を再編成し、統制しようというものである。ここでいう労資一体とは、第二期の資本から労働者に求める労資一体ではなく、国家が資本と労働者に求める労資一体である点に注意しておきたい。以下は、社会局長官の全国安全週間に際したラジオ放送である。

「現代の工場は皆さんの工場であると同時に、国家の工場であり、皆さんの鉱山であると同時に、国家の鉱山であり、皆さんの工事場であると同時に、国家の工事場であることを考え、皆さんの作業場を安全化し、健全化することは、国家に対する勤めであると考えて貰いたいのであります。」[73]

と、資本には「国家の工場鉱山」であると呼びかけている。また、労働者には「現代産業の躍進を知と汗とで支持しつゝある労働者諸君、諸君は先づ国家生産力の源泉であることを自覚して貰いたいのであります」と「国家の労働者」であると強調する。「斯くしてお互いに心を合わせて注意を払い、お互いの身を護ることは国家に御奉公申し上げる所以であることを考えて産業安全化のために努力して頂きたいのであります」と、産業安全化は労資ともに「国家に御奉公」することであると位置づける。

このような労資一体に加えて、

「尚家庭の和楽と言ふものがどれだけ安全に効果あるかと言ふ処に思ひを致し、又事業主も出来得る限り労働関係の不平と論争とを除去することに努め、然して事業主、職工、家庭とこの三つのものが三位一体となって安全を守らなければならない。斯くして全く安全を得れば物の見事に労資協調は行なわれ産業は発展し国家の資力は増大する事は少しも間違いのないことである。」[74]

と、家庭も加わった三位一体説が登場する。第二期で、「安全は家庭より」のスローガンのもと、生活改善活動を通して資本の介入を受容して

きた家庭（労働者家族）であるが、第四期に至って、資本と労働者とならんで国家のための安全運動に組み込まれていく。

「我国の国運隆昌の蔭には産業経営者の不断の努力と平和の戦士たる労働者が血と汗の奮闘をして居る事実を考えられ、其の幸福と安全の為には国民全般が協力と援助とを与へられるべきであります。…事業主、労働者は勿論のこと各家庭の一員に至るまで七月一日から一週間全国安全週間の挙行せらるる国家的意義を十分認識して之に御協力御援助を賜はります様…」(15)

と、安全運動は資本と労働者にのみ求められることでなく、家庭の一員に至るまで国家的意義を認識した上で協力するよう要請するのである。そしてその「協力」「援助」は、第二期の炭鉱主婦会による生活改善活動のような家庭内からの「協力」「援助」ではなく、女性が生産労働に従事する「協力」「援助」へと発展する。炭鉱の女性労働者においては、一九三九（昭和一四）年の厚生省令の改正により生産労働に従事することである。一九二八（昭和三）年の鉱夫労役扶助規則改正によって坑内労働・深夜業禁止のため生産労働から排除されていた女性労働者が、戦時体制の下、再度坑内労働に従事するのである。そのことによって、家庭の一員に過ぎなかった女性が、安全運動の当事者となるのである。まさに、国家のための、資本と労働者と家庭の三位一体による安全運動といえよう。

結　論

四つの時期区分における安全運動の特徴を、第一期は国家から資本への安全運動啓蒙期、第二期は資本から労働者への安全運動発展期、第三期は過渡期としての労働者の「自発的」安全運動期、第四期は国家から資本と労働者への安全運動変質期と位置づけられよう。

第一期は、国家が米国・英国などの安全運動をさかんに紹介している。当該期の安全運動の目的は、災害防止・労働衛生の改善・福利増進の三点である。これは、内務省社会局が意図している労資協調と労働者保護を十分満たす目的であった。また内務省は、安全運動普及のために、資本にむけて安全係・安全委員会の設置を奨励しており、具体的方法としては物的方策・人的方策を提唱している。物的方策は設備の改善であるが、ここでいう人的方策とは、「適材適所」という労働者の配置のことで、能率増進に基づく考えである。労資協調を目的とし労働者の適切な配置をうながす国家から資本への安全運動である。

第二期は、鉱山における安全運動推進体として日本鉱山協会の設立と、各鉱山における安全委員会の普及という安全運動の発展期である。さらに、福岡県能率協会も設立され、県下で「無駄ナシ週間」の取り組みも行なわれる。つまり、炭鉱資本が合理化を進める中で安全運動を取り入れた時期である。よって、資本は能率増進を主要な目的として、能率増進→機械化→安全運動→労資の意思疎通という連環の中で安全運動を推進した。故に労働災害による損失は「労使の利害相一致する」として労資協調から労資一体へと労働者の統制を強化する。そして労働災害の要因は、労働者の不注意・不摂生にあるとされ、労働者の生活領域――家庭にまで資本は介入する。「安全は家庭より」というスローガンはそのことを端的にあらわしている。当該期は、資本が安全運動の推進者になることによって、能率増進が主要な目的となり、そのための労働者統制が強化され、労資協調から労資一体、労働者の私的領域――家庭への介入を特徴とする資本から労働者への安全運動期といえる。

第三期は、労働者による「自発的」安全委員会の再編、「考案制度」に見られるような「自発的」能率増進運動が展開する。ここでいう「自発的」は、労働災害の要因を労働者に転嫁するものである。さらに会社のため、一家のため、国家のために尽すという擬制的自発性でもある。しかし「自発的」を提唱することにより、安全運動や能率増進運動は広く労働者層に浸透する契機となり、「全従業員を以て組織」される安全委員会など、労働者組織の再編成をもたらした。

第四期は、「非常時」を背景として「国家のため」の産業となることによって、能率増進・災害防止という安全運動の目的もすべて「国家のため」のものと位置づくのである。工場は「国家の工場」となり労働者は「国家の労働者」となるため、国家から資本と労働者への安全運動となる。ここでは国家からみた労資一体となるのである。「国家のため」という大義名分のため、労働者と資本に家庭も加わり三位一体による「国家のため」の安全運動が推進される。家庭の一員たる女性も生産労働に進出し、安全運動の当事者となるのである。まさに、国家による安全運動の変質期といえよう。

さらに検討課題とした日本型合理化について言及するならば、能率増進→機械化→安全運動→労資の意思疎通という連環のもと、①機械化による人員整理、②安全競争等による労働強化、③「自発的」安全委員会という労働者組織の再編が行われたといえる。①は大手炭鉱においてのみ可能であるという留保もあるが、能率増進―産業合理化―がこのような労働者の統制・労働強化をともなうことは明らかで、炭鉱資本においては日本型合理化と位置づけられよう。

以上、「国家からの安全運動」も視野に入れながら、安全運動の構造と展開を明らかにした。安全運動は国家から資本への啓蒙の後、能率増進―産業合理化―の一環として資本から労働者へ普及・浸透される。そして、戦時体制下において安全運動の目的が「国家奉公」・「報国産業」となることによって国家主義的運動へと変質したものととらえる。このような安全運動の変質過程はまた、国家と資本による労働者教化の過程でもあった。

---

(1) 荻野喜弘「戦前期日本の安全運動と炭鉱」『産業経済研究』第一九巻、第四号、一九七九
(2) 高橋衛「科学的管理法と産業合理化」『福山大学経済学論集』第二〇巻、第一・二合併号、一九九五・一二
(3) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、一九三四、p一六八〜一六九
(4) 加藤幸三郎「三池炭礦における日本型合理化の特質―『昭和七年度労務者教育実施概要』を手掛かりに―」『労働組合運動の現代的課題』黒川俊雄・佐野稔・西村豁通編、一九八三、未来社
(5) 前掲、高橋衛「科学的管理法と産業合理化」
(6) 吉阪俊蔵「講演　安全週間に就て」『産業福利』第三巻、第五号、一九二八、産業福利協会
(7) 元逓信次官・台湾総督を歴任、初代の日本能率聯合会会長でもある。
(8) 蒲生俊文『安全運動三〇年』、一九四二、奨工新聞社
(9) 一九一四（大正三）年、蒲生俊文は会社の庶務課長の時、同僚の災害事故死に遭遇した。それを契機に安全運動をはじめ、翌年、「機械技師、電気技師、生理学者、心理学者、建築技師」及び工場長などをもって安全委員会を組織したとある。以後、内務省嘱託から産業福利協会理事・協

調会常務理事・大日本産業報国会労務局安全部長を経、一貫して安全運動の普及推進を行なった。

(10) 前掲、蒲生俊文『安全運動三〇年』

(11) 「巻頭言」『産業福利』第四巻、第五号、一九二九

(12) 前掲、荻野喜弘「戦前期日本の安全運動と炭鉱」

(13) 「第三回講習会聴講者氏名」『産業福利』第二巻、第一二号、一九二七

(14) 「日本能率研究会規則」『能率研究』第一巻、一九二三・七・一五、日本能率研究会（奥田健二・佐々木聡編『日本科学的管理史資料集』、一九九五、五山堂書店に収録）

(15) 「謹デ復興第一年ノ新春ヲ賀シ会員各位ノ御健勝ヲ祈ル」『能率研究』第二巻、一九二四・一・一五

(16) 「各地能率展覧会」『能率研究』第一巻、一九二三・七・一五

(17) 『産業福利』は一九二六（大正一五）年から一九四〇（昭和一五）年までの刊行だが、初年度一九二六年度分は欠落。

(18) 蒲生俊文訳「安全委員会（其の三）」『産業福利』第二巻、第一号、一九二七

(19) 蒲生俊文「安全週間の使命と安全運動に於ける其位置」『産業福利』第二巻、第九号、一九二七

(20) 同右

(21) 増田幸一「適材適所論」『能率研究』第一巻、一九二三・七・一五

(22) 「目的に協力せよ」『鑛山講話』第二冊、日本鑛山協會、一九二八

(23) 「全国安全週間趣意書」『産業福利』第三巻、第六号、一九二八

(24) 「第一回全国安全週間に関する報告」『産業福利』第四巻、第九号、一九二九

(25) 「彙報　安全週間実施日次計画書案」『産業福利』第四巻、第九号、一九二九

(26) 「福岡県能率協會生る」『産業能率』第一巻、一九二八・九・一、日本能率聯合會編輯（奥田健二・佐々木聡編『日本科学的管理史資料集』、一九九五、五山堂書店に収録）

(27) 「日本能率聯合會規約」『能率研究』第五巻、一九二七・一二・一五

(28) 「福岡県職（組）長講習会」『能率研究』第五巻、一九二七・九・一五

(29) 前掲、「福岡県能率協會生る」『産業能率』第一巻、一九二八・九・一

(30) 「福岡縣能率協會」『産業能率』第三巻、一九三〇・一・一

(31) 「三池四山坑に於ける節約展覧會」『彙報』第七号、一九三〇・四・二五、三井鑛山調査部

(32) 「三井田川鑛業所安全委員會規則及安全運動規定」『産業福利』第四巻、第一〇号、一九二九

(33) 「安全委員會状況報告」『日本鉱山協会資料』第二十一輯、一九三〇、日本鉱山協会

(34) 「鉱山安全デー実施の概況及其の成績」『産業福利』第三巻、第六号、一九二八

(35) 「炭山概況」『筑豊石炭鉱業組合月報』第三〇五号、一九二九、筑豊石炭鉱業組合

(36) 「炭山概況」『筑豊石炭鉱業組合月報』第二八四号、一九二八

(37) 「三池に於けるミシン内職の状況」『彙報』第六号、三井鑛山調査部一九三〇・四・一五

(38) 「三池四山坑安全週間援助デー」『彙報』第二一号、三井鑛山調査部一九三一・一・一五

(39) 詳しくは拙稿「安全運動における炭鉱資本の教化活動の展開—炭鉱主婦会による生活改善活動を中心に—」『日本社会教育学会紀要』No・三九、二〇〇三参照

(40) 北岡壽逸「全国安全週間に就て」『産業福利』第四巻、第一一号、一九二九

(41) 「安全標語」『筑豊石炭鉱業組合月報』第二八四号、一九二八

(42) 斎藤大助「足尾銅山の安全月間に就いて」『産業福利』第四巻、第九号、一九二九

(43) 吉阪俊蔵「安全週間に就て」(講演)『産業福利』第三巻、第一号、一九二八

(44) 『三井鉱山五十年史稿』巻一五、三井文庫所蔵

(45) 『三池鑛業所沿革史』第六巻、保安課二、三井文庫所蔵

(46) 前掲『三井鉱山五十年史稿』巻一五、三井文庫所蔵

(47) 前掲『三池鑛業所沿革史』第六巻、保安課三、三井文庫所蔵

(48) 前掲『三池鑛業所沿革史』第六巻、保安課四、三井文庫所蔵

(49) 丹羽七郎「全国安全産業大会開会の辞」『産業福利』第七巻、第一二号、一九三二

(50) 「全国産業安全大会提案事項理由」『産業福利』第七巻、第一一号、一九三二、提案理由は省いた

(51) 前掲『三池鑛業所沿革史』第六巻、保安課二、三井文庫所蔵

(52) 「鑛山模範従業員表彰事績」『鑛山講話』第四七冊、一九三三

(53) 渡辺徳次「従業員考案制度ニ就テ」『産業能率』第六巻、一九三三・七・一

(54) 同右

(55) 「筑豊主要炭鉱夫座談会」『鑛山講和』第四九冊、一九三三

(56) 福田政記「開会の辞」『鉱山講和』日本鉱山協会、第四九冊、一九三三

(57) 「住友鑛業K.K.炭業所忠隈礦業部」・「日本製鉄K.K.二瀬鑛業所」『西日本に於ける産業福利施設』協調会、一九三八

(58) 「蔵内鑛業K.K.」同右

(59) 「協調會産業福利部の新設」『産業福利』第一一巻、第五号、一九三六

(60) 蒲生俊文「非常時局と工業人の自覚」『産業福利』第一二巻、第一〇号、一九三七

(61) 蒲生俊文「所謂新体制の基本観念と産業人の自覚」『産業福利』第一五巻、第一〇号、一九四〇

(62) 蒲生俊文「精神運動としての我邦安全運動」『産業福利』第一一巻、第三号、一九三六

(63) 「国家非常時ニ処スル吾人ノ覚悟」『産業能率』第九巻、一九三六・六・一

(64) 「巻頭言」『産業能率』第一〇巻、一九三七・七・一

(65) 「無駄ナシ週間全国的ニ拡大」『産業能率』第一〇巻、一九三七・一一・一

(66) 「非常時局ニ対スル宣言」『産業能率』第一〇巻、一九三七・八・一

(67) 「全国安全週間ノ実施」『産業能率』第一一巻、一九三八・七・一

(68) 「日本能率協會ノ創立ニツイテ」『産業能率』第一五巻、一九四二・四・一

(69) 蒲生俊文「安全委員会の効果的運用」『産業福利』第一二巻、第二号、一九三七

(70) 「住友鑛業K.K.炭業所忠隈礦業部」・「蔵内鑛業K.K.」などは一九三四(昭和九)年より「全従業員」をもって組織している。(『西日本に於ける産業福利施設』協調会、一九三八)

(71) 『再版大之浦第三礦誌』一九五三(「再版の辞」は杵島廉、同書は「昭和一五年一二月三〇日完成」とある)

(72) 吉武惠市「安全運動の組織化」『産業福利』第一一巻、第一号、一九三六

(73)　木村清一「産業災害の防止と全国安全週間」『産業福利』第一二巻、第八号、一九三七

(74)　高木浅之助「忠君愛国と安全運動」『産業福利』第一一巻、第一号、一九三六

(75)　前掲、木村清一「産業災害の防止と全国安全週間」